


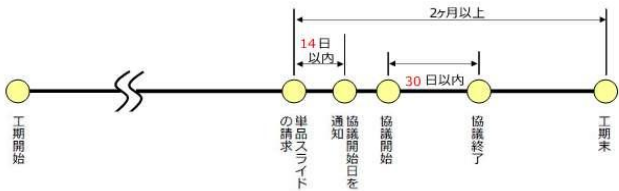

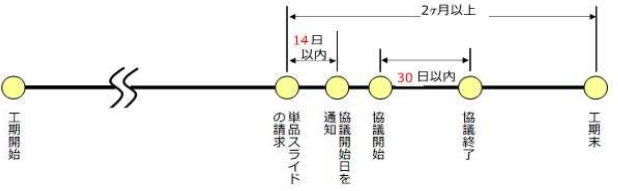
○建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】 対照表

頁	改定前	改定後
P1	<div data-bbox="360 288 954 336"> </div> <div data-bbox="360 389 483 411"> <p>第1章 総論</p> </div> <div data-bbox="360 432 613 454"> <p>1-1 本マニュアルの位置付け</p> </div> <div data-bbox="360 454 994 585"> <p>本マニュアルは、国土交通省が制定した「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）<令和4年7月制定>（以下、「国交省運用マニュアル」という）を模範に、新潟県発注工事を想定した単品スライド条項の運用について、受発注者双方の認識の共有を図るため、一般的な考え方を県独自で整理したものである。なお、基本的には国交省運用マニュアルに準拠しており、県独自で標記及び表現等を修正した箇所は赤字で記載するものである。</p> <p>また、今後の単品スライド条項の協議の事例や国交省運用マニュアルの改定状況等を踏まえ、本内容についても適宜追加・修正を行っていくものである。</p> </div> <div data-bbox="360 603 943 641"> <p>※スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯及びスライド条項の趣旨等については、国交省運用マニュアルに同じである。</p> </div> <div data-bbox="360 659 954 707"> <p><input type="checkbox"/>国交省運用マニュアル入手先（国交省HP） https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html</p> </div> <div data-bbox="360 729 492 751"> <p>1-2 対象工事</p> </div> <div data-bbox="360 751 994 834"> <p>・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。</p> <p>・単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む）が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。</p> <p>・建設工事請負基準約款によらない工事は、単品スライド条項の適用外工事となる。</p> </div> <div data-bbox="360 871 490 893"> <p>1-3 対象品目</p> </div> <div data-bbox="360 912 642 935"> <p>1-3-1 対象品目の選定の考え方</p> </div> <div data-bbox="360 935 994 1187"> <p>・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。</p> <p>・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。</p> <p>・建設工事請負基準約款の第26条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったとき」とされていることから、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。</p> <p>・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料全てが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。</p> <p>・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。</p> </div> <div data-bbox="649 1299 703 1321"> <p>【1】</p> </div>	<div data-bbox="1352 288 1946 336"> </div> <div data-bbox="1352 389 1476 411"> <p>第1章 総論</p> </div> <div data-bbox="1352 432 1606 454"> <p>1-1 本マニュアルの位置付け</p> </div> <div data-bbox="1352 454 1986 601"> <p>本マニュアルは、国土交通省が制定した「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）<令和4年7月制定>（以下、「国交省運用マニュアル」という）を模範に、新潟県発注工事を想定した単品スライド条項の運用について、受発注者双方の認識の共有を図るため、一般的な考え方を県独自で整理したものである。なお、基本的には国交省運用マニュアルに準拠しており、県独自で標記及び表現等を修正した箇所は赤字で記載するものである。</p> <p>また、今後の単品スライド条項の協議の事例や国交省運用マニュアルの改定状況等を踏まえ、本内容についても適宜追加・修正を行っていくものである。</p> </div> <div data-bbox="1352 619 1935 657"> <p>※スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯及びスライド条項の趣旨等については、国交省運用マニュアルに同じである。</p> </div> <div data-bbox="1352 675 1957 722"> <p><input type="checkbox"/>国交省運用マニュアル入手先（国交省HP） https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html</p> </div> <div data-bbox="1352 745 1485 767"> <p>1-2 対象工事</p> </div> <div data-bbox="1352 767 1986 888"> <p>・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。</p> <p>・単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む）が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。</p> <p>・ただし、残工期が2ヶ月未満であっても、必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間の確保について受発注者間で協議の上、対象とすることができる。</p> <p>・建設工事請負基準約款によらない工事は、単品スライド条項の適用外工事となる。</p> </div> <div data-bbox="1352 924 1482 946"> <p>1-3 対象品目</p> </div> <div data-bbox="1352 965 1635 987"> <p>1-3-1 対象品目の選定の考え方</p> </div> <div data-bbox="1352 987 1986 1240"> <p>・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。</p> <p>・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。</p> <p>・建設工事請負基準約款の第26条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったとき」とされていることから、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。</p> <p>・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料全てが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。</p> <p>・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。</p> </div> <div data-bbox="1635 1299 1688 1321"> <p>【1】</p> </div>

一部改定



○建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】 対照表

頁	改定前	改定後
P37	<p data-bbox="392 295 974 343">  新潟県 建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項） 運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】（初版） </p> <p data-bbox="392 399 705 422">第5章 請求等手続き及び提出様式</p> <p data-bbox="392 454 526 470">5-1 請求時期</p> <div data-bbox="392 470 974 574" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。 ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日（複数年度にわたる維持工事では各年度の開始日）以降に調達した品目についてスライドの対象となる。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。 ・協議開始から協議終了までの期間として30日間を確保することが一般的であるが、工期末の直前で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。 <p data-bbox="537 710 873 726">＜単品スライド請求のスケジュール（イメージ）＞</p>  <p data-bbox="672 1300 739 1324">【 37 】</p>	<p data-bbox="1377 295 1960 343">  新潟県 建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項） 運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】（初版） </p> <p data-bbox="1377 399 1691 422">第5章 請求等手続き及び提出様式</p> <p data-bbox="1377 446 1512 462">5-1 請求時期</p> <div data-bbox="1377 462 1960 566" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。 ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日（複数年度にわたる維持工事では各年度の開始日）以降に調達した品目についてスライドの対象となる。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。 <li style="border: 2px solid red; padding: 2px;">・ただし、残工期が2ヶ月未満であっても、必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間の確保について受発注者間で協議の上、請求可能とする。 ・協議開始から協議終了までの期間として30日間を確保することが一般的であるが、工期末の直前で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。 <p data-bbox="1512 750 1848 766">＜単品スライド請求のスケジュール（イメージ）＞</p>  <p data-bbox="1657 1284 1724 1308">【 37 】</p>

一部改定